

平成20年9月1日(1)

開議 10時15分

○議長 秋成茂信君

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は17名です。只今から、平成20年第4回豊前市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

日程第1 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で協議のとおり、本日9月1日から9月22日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、3番岡本清靖議員、15番尾家啓介議員を指名いたします。

日程第3 諸般の報告をいたします。監査委員から、平成20年5月分から7月分までの出納例月検査の報告がありました。各報告書については、事務局に保管していますので、ご了承願います。

日程第4 提出議案の上程を行います。提案理由の説明を受けることにいたします。今定例会は、議員から議案5件、市長から議案19件、報告6件の提出がっております。これを一括上程し議題といたします。

最初に、議員提出分について、古川議員から提出理由の説明を受けたいと思っております。

古川議員、よろしく申し上げます。

○8番 古川哲也君

おはようございます。それでは、私から、議案第54号から58号までを提案議員を代表して説明を申し上げます。

議案第54号は、委員会条例の一部改正であります。国保関係の委員会の所管は、現在、国保税については総務委員会、保険の給付・資格の得喪等税以外については、文教委員会というように、2つの委員会に分かれております。今回、国保税の所管を文教厚生委員会に移し、1つの委員会で総合的、また一体的に審査ができるように改正するものであります。行橋市等、他市においても、同様の取り扱いをしている議会が多くあるようであります。

次に、議案第55号から58号までについては、地方自治法の改正に伴うものであります。地方分権改革の推進により、地方公共団体の権限や機能が拡大する中で、地方議会の果たすべき役割と責任は、ますます重要なものとなっております、これを反映して、我々地方

議員に求められる活動領域も拡大しております。このような実態等を踏まえ、これまで以上に議員活動を展開していくために、議員の位置付けの明確化が必要であることから、今回、地方自治法が改正されたわけであります。

議案第55号は、全員協議会の位置付けを明確にする案件であります。

今まで、全協につきましては、法的な設置根拠はなく、任意的な集まりでしかありませんでしたが、今回の改正により、法的に位置付けられた協議の場となるわけであります。

議案第56号及び57号は、55号に係る自治法が追加されたことにより、豊前市の図書室条例と、政務調査費に関する条例において、根拠法令(自治法100条)の項が1項ずれたものであります。内容については変わっておりません。

議案第58号は、議員の報酬の支給方法等が、他の行政委員会委員等の報酬の支給方法と異なっていることを明確化するため、報酬の名称を議員報酬と改めることと、もう1件、全協が法的な協議の場となったことにより、費用弁償の支給を可能とするためのものであります。

以上のおりであります。これらの案件につきましては、本日、本会議において即決をお願いしたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げて、提案理由の説明を終わります。

○議長 秋成茂信君

次に、市長から説明願います。市長。

○市長 釜井健介君

本日ここに、平成20年第4回豊前市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともにご多用のところご臨席を賜り、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

今議会に提案いたしました議案は、条例案件5件、字の区域の変更案件1件、予算案件2件、決算案件11件、報告案件6件の合計25件であります。

次に、議案の順序により、ご説明を申し上げます。

議案第59号は、豊前市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するための案件であります。

議案第60号は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。豊前市立養護老人ホーム向陽荘の廃止に伴い、関係規定を整備するための案件であります。

議案第61号は、豊前市農業集落排水施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。豊前市農業集落排水施設事業に、地方公営企業法の全部を適用し、豊前市下水道事業特別会計としたため、関係規定を整備するための案件であります。

議案第62号は、豊前市空き地等管理の適正化に関する条例の一部を改正する条例の制

定についてであります。戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、戸籍謄本等の第三者請求の制限が行われ、所有者等の調査をする根拠を明示する必要が生じたため、関係規定を整備するための案件であります。

議案第63号は、豊前市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。新たな給水区域に生活用水を供給することによる給水人口の増と、水需要予測を再評価したことに伴い、関係規定を整備するための案件であります。

議案第64号は、字の区域の変更についてであります。土地改良法第85条第1項の規定による豊前市合河北部地区の土地改良事業の実施に伴い、字区域の変更が必要なため、地方自治法第260条第1項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第65号は、平成20年度豊前市一般会計補正予算(第1号)であります。今回の補正予算は、市政運営上、緊急必要とされる経費等について所要の措置をいたしたところであり、その補正額は、1億1549万5000円で、補正後の予算総額は、114億6109万5000円であります。

歳出の目的別補正の概要について、ご説明を申し上げます。

2款総務費に、2039万円の補正であります。その主なものは、過誤納還付金に1700万円、電算システム経費に339万円の補正であります。

3款民生費に、823万4000円の補正であります。その主なものは、四公費システム改修費に、268万8000円、乳幼児医療費に531万1000円の補正であります。

6款農林水産業費に、4828万4000円の補正であります。その主なものは、農村環境整備事業費に501万円、林業振興事業費に356万9000円、荒廃森林再生事業費に、3547万円の補正であります。

7款商工費は、天狗の湯外構改修工事費に2000万円の補正であります。

8款土木費に、1123万7000円の補正であります。その主なものは、道路新設改良費に1000万円の補正であります。

9款消防費は、消防施設修繕費に120万円の補正であります。

10款教育費に、615万円の補正であります。その主なものは、千束小学校耐震診断委託料に360万円、ほ場整備発掘調査費255万円の補正であります。この補正予算の財源は、歳出補正に伴う県支出金等の特定財源のほか、一般財源として、平成19年度繰越金をそれぞれ措置いたしましたところであり、

議案第66号は、平成20年度豊前市公共下水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。平成20年度公共下水道事業会計予算第6条に定めた一時借入金の限度額100万円を3億円に改めるものであります。

議案第67号から77号までは、平成19年度の決算の認定に関する議案であります。同議案に係る一般会計のほか、8特別会計の概要及び各部門別の主要施策の成果等につきましては、別冊に記述のとおりでありますので、関係の説明は省略させて頂き、会計別の

決算等について、そのあらましを申し上げます。

議案第67号 豊前市一般会計の最終予算額は、117億713万5000円であります。これに対し、歳入決算額は、112億5662万6528円で、予算に対する収入率は96.2%、歳出決算額は111億2025万6908円で、対予算の執行率は95.0%、歳入歳出差引1億3636万9620円の形式黒字となっておりますが、翌年度への繰越財源を差引いた実質収支額は、1億301万8620万円の黒字決算となっております。このうち6000万円は、地方自治法第233条の2及び財政調整基金条例第2条の規定に基づき、積立てをいたしております。

議案第68号 豊前市国民健康保険事業特別会計の最終予算額は、39億6149万7000円であります。これに対し、歳入決算額は40億3956万6387円で、予算に対する収入率は102.0%、歳出決算額は36億7410万8083円で、対予算の執行率は92.7%、歳入歳出差引3億6545万8304円の黒字で、翌年度繰越金となっております。

議案第69号 豊前市老人保健特別会計の最終予算額は、46億2216万8000円であります。これに対し、歳入決算額は、41億3133万2403円で、予算に対する収入率は89.4%、歳出決算額は42億1036万5918円で、対予算の執行率は91.1%、歳入歳出差引7903万3515円の歳入不足となっておりますので、翌年度より繰上充用いたしております。

議案第70号 豊前市住宅新築資金等貸付事業特別会計の最終予算額は、4532万4000円であります。これに対し、歳入決算額は1070万1021円で、予算に対する収入率は23.6%、歳出決算額は4480万5125円で、対予算の執行率は、98.9%、歳入歳出差引3410万4104円の歳入不足となっておりますので、翌年度より繰上充用いたしております。

議案第71号 豊前市農業集落排水施設事業特別会計の最終予算額は、3725万4000円あります。これに対し、歳入決算額は3724万2923円で、予算に対する収入率は99.9%、歳出決算額は3017万7120円で、対予算の執行率は81.0%で、歳入歳出差引706万5803円の黒字で、翌年度繰越金となっております。

議案第72号 豊前市公共下水道事業特別会計の最終予算額は、5億8654万9000円あります。これに対し、歳入決算額は、5億8286万6339円で、予算に対する収入率は99.4%、歳出決算額は、5億2165万7085円で、対予算の執行率は88.9%、歳入歳出差引6120万9254円の黒字で翌年度繰越金となっております。

議案第73号 豊前市公共用地先行取得事業特別会計の最終予算額は、1000万円あります。これに対し、19年度は執行額0につき、全額不用額となっております。

議案第74号 豊前市営駐車場事業特別会計の最終予算額は、850万円あります。これに対し、歳入決算額は1158万5313円で、予算に対する収入率は136.3%、

歳出決算額は754万2800円で、対予算の執行率は88.7%、歳入歳出差引404万2513円の黒字で、翌年度繰越金となっております。

議案第75号 豊前市バス事業特別会計の最終予算額は、3338万1000円であり、これに対し、歳入決算額は、3282万209円で、予算に対する収入率は98.3%、歳出決算額は3282万209円で、対予算の執行率は98.3%で、歳入歳出は同額となっております。

議案第76号 豊前市水道事業会計の平成19年度決算は、収益的収支では、収入5億6405万4403円に対し、支出5億1551万5439円であり、消費税を除いた実質収益は、4460万1858円となっております。なお、営業外収入につきましては、当年度他会計補助金及び業務受託収益による収益であります。諸経費の節減と有収率の向上に努めてまいりましたが、支出の主な要因は、京築地区水道企業団への受水費支払によるものであります。

また、資本的収支では、収入1億7478万3450円に対し、支出2億7691万9014円であり、差引1億213万5564円の不足が生じておりますが、この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保金5076万9513円で、当年度分損益勘定留保資金4714万3105円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額422万2946円で補填したところであります。

事業面では、配水管布設と漏水防止対策を含めた老朽管の布設替工事9工事、工事延長2044.1mを実施しました。また、第8期拡張事業につきましては、工事箇所8工事、工事延長2002.5mを完了したところであります。経営効率化の結果といたしまして、料金収入の増加、人件費の減少として現れております。今後とも、なお一層の効率的な経営の推進に企業努力をしてまいる所存であります。

議案第77号 豊前市東部地区工業用水道事業会計の平成19年度の決算は、収益的収支では、収入1807万7547円に対し、支出1475万764円であり、消費税を調整した当年度純利益は332万6783円であります。なお、営業外収益につきましては、上水道会計からの受託業務による収入であります。事業内容といたしましては、豊前東部工業団地内企業1社に工業用水を供給しております。また、資本的収支は、施設整備等を行いませんでしたので、収入支出ともに0円となっております。

報告第4号は、平成19年度豊前市の財政の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも国の早期健全化基準を大きく下回っており、健全な財政状況にあると判断されました。

報告第5号は、平成19年度豊前市農業集落排水施設特別会計の資金不足比率について。報告第6号は、平成19年度豊前市公共下水道事業特別会計の資金不足比率について。

報告第7号は、平成19年度豊前市水道事業会計の資金不足比率について。

報告第8号は、平成19年度豊前市東部地区工業用水道事業会計の資金不足比率についてであります。各会計の資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。

各会計における資金不足比率については、資金不足を生じた会計がないため、いずれも経営健全化基準に該当していません。

報告第9号は、豊前市土地開発公社の平成19年度事業及び決算並びに平成20年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

以上、提出議案の概要について、ご説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊急かつ必要な案件でありますので、議員各位には慎重にご審議の上、すみやかにご議決くださいますようお願い申し上げます。

なお、議案第59号につきましては、本日もご審議の上、ご議決くださいますよう重ねてお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。以上です。

○議長 秋成茂信君

次に、今定例会に提案されています決算認定案件について、監査委員から、審査報告を求めます。古野監査委員、お願いします。

○監査委員 古野正巳君

今回、審査に付されました平成19年度豊前市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の審査の経過と概要について、ご報告いたします。

審査は、本年の6月2日から8月8日まで、山本監査委員とともに実施いたしました。詳細につきましては、別冊審査意見書がありますので省略させていただきます。

初めに、平成19年度歳入歳出決算の収支状況のうち実質収支は、一般会計では、1億301万9000円の黒字となっており、財政調整基金への積立て、取崩し、市債の繰上償還額などを整理した実質単年度収支も、2449万2000円の黒字決算となっております。なお、実質収支額1億301万9000円のうち、6000万円は、地方自治法及び基金条例の規定に基づき財政調整基金に積立てられております。

特別会計では、老人保健、住宅新築資金等貸付事業会計は赤字となっておりますが、その他の会計は黒字、或いは、収支が均衡しており、特別会計を合計した実質収支は、3億2463万7000円の黒字決算となっております。

次に、一般会計のうち主なものを対前年度比で見ますと、歳入では、自主財源の根幹であります市税は、税源移譲により市民税個人分が2億7674万4000円、(32.4%)の増、固定資産税家屋分が2757万2000円の増となっておりますが、市民税法人は最近の景気動向を反映して2214万5000円の減となっており、市税の合計では、2億8954万9000円(9.2%)の増収となっております。

依存財源では、税源移譲により所得譲与税が廃止されたことにより、地方譲与税が1億9365万1000円の減、地方交付税が2億4883万円の減、地方債の借入れは上町団地建替え、横武小学校屋内運動場建替事業などの整備に伴い、前年度より3億1448万6000円の増となっており、歳入総額は、前年度に比べ4億4250万円、(4.1%)増の112億5662万7000円となっております。

自主財源のうち、市税、国民健康保険税、その他の収入につきましては、収入率の向上に努めておりますが、なお、収入未済額は多額なものとなっております。厳しい状況は理解できますが、市民負担の公平、財源確保のため、滞納者には法的措置を含め厳正な対応を要望してきたところです。歳出のうち、増減の大きい本年度執行額は、退職手当が退職者数の増員により3億9064万2000円、新規事業の道整備交付金事業が、1億1731万3000円、上町団地建替事業が5億9266万5000円、横武小学校屋内運動場建替事業が1億7701万円などであります。

また、一般会計からの特別会計への繰出金は、国民健康保険事業特別会計をはじめ、老人保健、農業集落排水施設事業、公共下水道事業、市バス事業の各会計に、前年度に比べ合計で794万6000円少ない9億1573万9000円が、国の繰出基準、或いは、赤字補填として繰出しをされております。

普通会計でみる財政指標のうち、財政構造の硬直・弾力性を判断する経常収支比率は、96.4%で、前年度より3.1%悪化し、硬直化が進行しております。その主な要因としては、税源移譲により市税収入は伸びたものの普通交付税・所得譲与税など、経常一般財源が減額となったこと。一方、経費は退職手当など人件費の増加、リサイクルセンター建設に伴い、豊前市外2町清掃施設組合負担金など、経常一般財源支出が増加したことなどであります。

ご承知のとおり、原油、穀物など、輸入価格の高騰に始まり、景気の先行き不透明感が増す中にありますが、市民福祉の増進・向上のため、市財政の健全化に一層の取り組みをして頂きたいと思っております。

次に、公営企業会計のうち、水道事業会計の平成19年度の経営収支は、4460万2000円の黒字決算となっております。収益の主なものを対前年度比で見ますと、営業収益では、給水人口が375人、給水戸数が127戸それぞれ増加し、有収水量が伸びたことにより水道料金、口径別納付金が2061万8000円の増収となっております。

また、一般会計からの補助金の受入れは、前年度より931万2000円少ない7570万円となっております。収支において、平成15年度以降は黒字を堅持しておりますが、内容的には、一般会計からの補助金に依存した構造に変わりはありません。

その要因は、総費用4億9619万8000円に対し、52.7%の高い割合を占める受水費が大きな負担となっております。また、現在、進められている伊良原ダムの完成時には、豊前市は更に、新たな受水が計画されており、人口の減少、節水型社会への移行な

ど、現状でみる限り収支の前途は極めて厳しくなることが予測されますので、懸念されるようなことにならないためにも、特段の取り組みを要望するものであります。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、平成19年度決算から審査の対象となりました健全化判断比率、資金不足比率の概要について、ご報告いたします。審査に付されました健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、ともに赤字額がありませんので、数値は表示いたしておりません。

次に、実質公債費比率は15.1%、将来負担比率は132.2%で、双方とも国が示す早期健全化基準を下回った数値となっております。また、公営企業会計の資金不足比率につきましては、いずれの会計も資金不足を生じていなかったことを報告し、終わります。

○議長 秋成茂信君

以上で、提案理由の説明及び監査委員の審査報告を終わります。

続きまして、日程第5 議案第54号から議案第59号までの6件を一括議題とし、質疑・討論を受け採決を行いたいと思います。

各議案に対して質疑の方はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております6議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第54号から議案第59号まで6件を一括採決いたします。

本案6件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案6件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、すべて終わりました。

9月8日から10日の本会議において、一般事務についての質問を行います。

なお、議案に対する質疑は、一般質問の最終日に行います。一般質問及び議案に対して質疑のある方は、本日、午後5時までに発言通告書を提出されるようお願いいたします。

なお、発言の順序は、通告書提出の順序といたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。ご苦労様でした。

散会10時55分